

障害福祉サービス等自主点検表（障害児相談支援）（令和6年7月31日更新）

※当該自主点検表の内容は、あくまで作成時点のものとなるため、最新の制度改革等について、一部未対応の項目がある場合があります。

主な根拠法令等

- ・基準省令：児童福祉法に基づく指定障害児相談支援の事業の人員及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第29号）
- ・解釈通知：児童福祉法に基づく指定障害児相談支援の事業の人員及び運営に関する基準について（平成24年3月30日障発0330第23号）

- I 基本方針
- II 人員基準
- III 運営基準

項目	チェックポイント	留意事項	適	不適	主な根拠法令等	主に確認する文書
I-1* 基本方針	指定障害児相談支援の事業は、障害児等の意思及び人格を尊重し、常に当該障害児等の立場に立って行われるものであるか。	○「指定障害児支援」＝「指定障害児支援利用援助又は指定継続障害児支援利用援助」 ○「障害児等」＝「障害児又は障害児の保護者」	☐	☐	基準省令第2条第1項	・運営規程 ・障害児支援利用計画 ・ケース記録
	指定障害児相談支援の事業は、障害児が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるように配慮して行われるものであるか。		☐	☐	基準省令第2条第2項	
	指定障害児相談支援の事業は、障害児の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、障害児等の選択に基づき、適切な福祉サービス等が、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行われるものであるか。	○「福祉サービス等」＝「保健、医療、福祉、教育等のサービス」	☐	☐	基準省令第2条第3項	
	指定障害児相談支援の事業は、障害児等に提供される福祉サービス等が特定の種類又は特定の障害児通所支援事業を行う者に不当に偏ることのないよう、公正中立に行われるものであるか。		☐	☐	基準省令第2条第4項	
	指定障害児相談支援事業者は、市町村、障害児通所支援事業を行う者等との連携を図り、地域において必要な社会資源の改善及び開発に努めているか。		☐	☐	基準省令第2条第5項	・関係者と連携を図って必要な社会資源を活用して支援していることが分かる書類（ケース記録等）
	指定障害児相談支援事業者は、障害児が指定障害児相談支援を利用することにより、地域の保育、教育等の支援を受けることができるようにすることで、障害の有無にかかわらず、全ての児童が共に成長できるよう、インクルージョンの推進に努めなければならない。＜令和6年度改正事項＞	○「インクルージョン」＝「障害児の地域社会への参加や包摂」	☐	☐	基準省令第2条第6項	
	指定障害児相談支援事業者は、自らその提供する指定障害児相談支援の評価を行い、常にその改善を図っているか。		☐	☐	基準省令第2条第7項	・自己評価資料 ・自己評価結果を改善に繋げていることが分かる記録
	指定障害児相談支援事業者は、当該指定障害児相談支援事業所を利用する障害児の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じているか。		☐	☐	基準省令第2条第8項	・運営規程 ・研修計画、研修実施記録 ・虐待防止関係書類 ・体制の整備をしていることが分かる書類
	指定障害児相談支援事業者は、指定障害児相談支援の提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な援助を行うとともに、福祉サービス等を提供する者との密接な連携に努めているか。		☐	☐	基準省令第2条第9項	・適正な援助をしたことが分かる書類、福祉サービス等の提供者との連携したことが分かる書類

障害福祉サービス等自主点検表（障害児相談支援）（令和6年7月31日更新）

※当該自主点検表の内容は、あくまで作成時点のものとなるため、最新の制度改革等について、一部未対応の項目がある場合があります。

項目	チェックポイント	留意事項	適	不適	主な根拠法令等	主に確認する文書
Ⅱ－1＊ 従業者	指定障害児相談支援事業者は、当該指定に係る障害児相談支援事業所ごとに、専らその職務に従事する相談支援専門員を置いているか。ただし、指定障害児相談支援の業務に支障がない場合は、当該指定障害児相談支援事業所の他の職務に従事させ、又は他の事業所、施設等の職務に従事させることができるものとする。 ●相談支援専門員＝「指定障害児相談支援の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるもの」	資格証の写し等が事業所で保管されているか。	☐	☐	基準省令第3条第1項	・勤務実績表 ・出勤簿（タイムカード） ・従業員の資格証 ・勤務体制一覧表 ・研修修了証
	相談支援専門員の員数は、障害児相談支援対象保護者の数が35又はその端数を増すごとに1として、配置しているか（標準）。 ※障害児相談支援対象保護者の数…当該指定障害児相談支援事業者が、指定特定相談支援事業者の指定を併せて受け、かつ、指定障害児相談支援の事業と指定計画相談支援の事業とを同一の事業所において一体的に運営している場合は、当該事業所において一体的に運営している「指定障害児相談支援の事業における障害児相談支援対象保護者の数」及び「指定計画相談支援の事業における計画相談支援対象障害者等の数」の合計数 ※障害児相談支援対象保護者の数→前6月の平均値		☐	☐	基準省令第3条第2項、第3項	・勤務実績表 ・出勤簿（タイムカード） ・従業員の資格証 ・勤務体制一覧表 ・障害児相談支援対象保護者の数が分かる書類
	指定障害児相談支援事業者は、指定障害児相談支援事業所に相談支援員を置く場合は、次に掲げる要件をすべて満たしているか。 なお、この場合において、当該指定障害児相談支援事業者は、当該相談支援員を、指定地域相談支援若しくは指定計画相談支援の事業を行う事業所又は指定自立生活援助の事業を行う事業所の職務その他これに類する職務に従事させることができるものとする。＜令和6年度改正事項＞ ・当該指定特定相談支援事業所が障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援に要する額の算定に関する基準に基づきこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める基準第一号イから二までに掲げる基準のいずれかに適合すること。 ・障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援に要する費用の額の算定に関する基準に基づきこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める者に該当する者により相談支援員に対して指導及び助言が行われる体制が確保されていること。	○「相談支援員」＝「専ら当該指定特定相談支援事業所の職務に従事する者であって社会福祉士又は精神保健福祉士の資格を有するもの」			基準省令第3条第4項	
	●【<u>解釈通知第2-1(1)③</u>】指定障害児相談支援事業者は、次に掲げる要件をいずれも満たす場合には、相談支援員を置くことができる。なお、当該要件については、相談支援員を配置している期間において継続的に満たすことが必要であるが、やむを得ない理由により一時的に要件をみたさない場合であって、かつ、今後速やかに要件を満たすことが見込まれる場合には、この限りではない。＜令和6年度改正事項＞ ・当該事業所が機能強化型障害児支援利用援助費の算定要件を満たしていること。 ・当該事業所に配置される主任相談支援専門員により、相談支援員に対して指導及び助言が行われる体制が確保されていること。具体的には下記の通り。 1 利用者に関する情報又はサービス提供に当たっての留意事項に係る伝達等を目的とした会議の開催。 2 全ての相談支援員に対する主任相談支援専門員の同行による研修の継続的な実施。 3 事業所の全ての相談支援員に対する、地域づくり、人材育成、困難事例への対応などサービスの総合的かつ適切な利用支援等の援助技術の向上等を目的とした指導、助言。 ●【<u>基準省令第3条第5項</u>】相談支援員を置く場合、基準省令第11条、15条第1項第1号、第2項第1号から第8号まで及び第3項、第15条の2、第18条、第20条第1項から第3項まで、第23条第1項並びに第26条第1項及び第2項の規定の適用については、これらの規定中「相談支援専門員」とあるのは「相談支援専門員又は相談支援員」と読み替えるものとする。＜令和6年度改正事項＞		☐	☐		

障害福祉サービス等自主点検表（障害児相談支援）（令和6年7月31日更新）

※当該自主点検表の内容は、あくまで作成時点のものとなるため、最新の制度改革等について、一部未対応の項目がある場合があります。

項目	チェックポイント	留意事項	適	不適	主な根拠法令等	主に確認する文書
Ⅱ-2* 管理者	指定障害児相談支援事業者は、指定障害児相談支援事業所ごとに専らその職務に従事する管理者を置いているか。ただし、指定障害児相談支援事業所の管理上支障がない場合は、当該指定障害児相談支援事業所の他の職務に従事させ、又は他の事業所、施設等の職務に従事させることができるものとする。 ●【<u>解釈通知第2-1(2)</u>】管理上支障がないと言える場合は、事故発生時等の緊急時の対応について、あらかじめ対応の流れを定め、必要に応じて管理者自身が速やかに出勤できる場合等である。＜令和6年度改正事項＞	管理職等の立場であっても、出勤簿やタイムカード等で勤務時間を記録しているか。	☐	☐	基準省令第4条	・管理者の雇用形態が分かる書類 ・勤務実績表 ・出勤簿（タイムカード） ・従業員の資格証 ・勤務体制一覧表
Ⅱ-3* 従たる事業所を設置する場合における特例	従たる事業所（主たる事業所と一体的に管理運営を行う事業所）を設置している場合は、主たる事業所及び従たる事業所の従業者のうち、それぞれ1人以上は、専ら当該主たる事業所又は従たる事業所の職務に従事する相談支援専門員であるか。		☐	☐	基準省令第4条の2	・事業所一覧、各事業所の従業者名簿、相談支援専門員であることが分かる書類
Ⅲ-1* 内容及び手続きの説明及び同意	指定障害児相談支援事業者は、障害児相談支援対象保護者が指定障害児相談支援の利用の申込みを行ったときは、利用申込者に係る障害児の障害の特性に応じた適切な配慮をしつつ、当該利用申込者に対し、運営規程の概要その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該指定障害児相談支援の提供の開始について当該利用申込者の同意を得ているか。 ●【<u>解釈通知第2-2(1)</u>】利用申込者がサービスを選択するために必要な重要事項 ・運営規程の概要 ・従業者の勤務体制 ・事故発生時の対応 ・苦情処理の体制	開所時間、職員の員数、通常の事業の実施地域等、運営規程と記載内容が相違していないか。 記載内容とサービスの実態が乖離していないか。 利用者の同意欄、事業者側の説明者記入欄、説明及び同意年月日欄などの記載が漏れていないか。 サービス提供開始後に重要事項説明書の同意を得ていないか。	☐	☐	基準省令第5条第1項	・重要事項説明書 ・利用契約書
	指定障害児相談支援事業者は、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第77条の規定に基づき書面の交付を行う場合は、利用申込者に係る障害児の障害の特性に応じた適切な配慮をしているか。 ●【<u>社会福祉法第77条</u>】利用申込者との間で当該指定障害児相談支援の提供に係る契約が成立したときは、その利用申込者に対し、遅滞なく、次に掲げる事項を記載した書面を交付すること。 ・当該事業の経営者の名称及び主たる事務所の所在地 ・当該事業の経営者が提供する指定障害児相談支援の内容 ・当該指定障害児相談支援の提供につき利用申込者が支払うべき額に関する事項 ・指定障害児相談支援の提供開始年月日 ・指定障害児相談支援に係る苦情を受け付けるための窓口		☐	☐	基準省令第5条第2項	・重要事項説明書 ・利用契約書 ・その他利用者に交付した書面
Ⅲ-2* 契約内容の報告等	指定障害児相談支援事業者は、指定障害児相談支援の利用に係る契約をしたときは、その旨を市町村に対し遅滞なく報告しているか。		☐	☐	基準省令第6条第1項	・契約内容報告書
	指定障害児相談支援事業者は、障害児支援利用計画を作成したときは、その写しを市町村に対し遅滞なく提出しているか。		☐	☐	基準省令第6条第2項	・市町村に提出したことが分かる書類（控え等）

障害福祉サービス等自主点検表（障害児相談支援）（令和6年7月31日更新）

※当該自主点検表の内容は、あくまで作成時点のものとなるため、最新の制度改革等について、一部未対応の項目がある場合があります。

項目	チェックポイント	留意事項	適	不適	主な根拠法令等	主に確認する文書
Ⅲ－3 提供拒否の禁止	指定障害児相談支援事業者は、正当な理由がなく、指定障害児相談支援の提供を拒んでいないか。 ●【解釈通知第2-2(3)】利用申込みに対してサービス提供を拒否できる正当な理由 ・当該事業所の現員からは利用申込みに応じきれない場合 ・利用申込者に係る障害児の居住地が通常の事業の実施地域外である場合 ・運営規程において主たる対象とする障害の種類を定めている場合であって、これに該当しない者から利用申込みがあった場合 ・その他利用申込者及び利用申込者に係る障害児に対し自ら適切な指定障害児相談支援を提供することが困難な場合	通常の事業の実施地域を広く設定しすぎている場合など、実施地域内にもかかわらず利用申込を断っているケースに注意。 （例）通常の事業の実施地域として「奈良市」と記載しているが、東部地域（田原、柳生、大柳生、東里、狭川、月ヶ瀬、都祁）の申込を断っている等。	☐	☐	基準省令第7条	
Ⅲ－4 サービス提供困難時の対応	指定障害児相談支援事業者は、指定障害児相談支援事業所の通常の事業の実施地域等を勘案し、利用申込者及び利用申込者に係る障害児に対し自ら適切な指定障害児相談支援を提供することが困難であると認めた場合は、適当な他の指定障害児相談支援事業者の紹介その他の必要な措置を速やかに講じているか。		☐	☐	基準省令第8条	
Ⅲ－5＊ 受給資格の確認	指定障害児相談支援事業者は、指定障害児相談支援の提供を求められた場合は、その者の提示する通所受給者証によって、「障害児相談支援給付の支給対象者であること、モニタリング期間、通所給付決定の有無、通所給付決定の有効期間、支給量等」を確かめているか。		☐	☐	基準省令第9条	・受給者証の写し
Ⅲ－6 通所給付決定の申請に係る援助	指定障害児相談支援事業者は、通所給付決定に通常要すべき標準的な期間を考慮し、通所給付決定の有効期間の終了に伴う通所給付決定の申請について、必要な援助を行っているか。		☐	☐	基準省令第10条	
Ⅲ－7 身分を証する書類の携行	指定障害児相談支援事業者は、当該指定障害児相談支援事業所の相談支援専門員に身分を証する書類を携行させ、初回訪問時及び障害児又はその家族から求められたときは、これを提示すべき旨を指導しているか。 ●【解釈通知第2-2(7)】身分を証する書類の記載事項 ・当該指定特定相談支援事業所の名称及び当該従業者の氏名は必ず記載。 ・当該従業者の写真の貼付や職能の記載があることが望ましい。		☐	☐	基準省令第11条	
Ⅲ－8＊ 障害児相談支援給付費の額等の受領	指定障害児相談支援事業者は、法定代理受領を行わない指定障害児相談支援を提供した際は、障害児相談支援対象保護者から当該指定障害児相談支援に係る障害児相談支援給付費の支払を受けているか。	○「障害児相談支援給付費」＝「指定障害児相談支援に通常要する費用につき、厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該指定障害児相談支援に要した費用の額を超えるときは、当該現に指定障害児相談支援に要した費用の額）」 ○厚生労働大臣が定める基準＝児童福祉法に基づく指定障害児相談支援に要する費用の額の算定に関する基準	☐	☐	基準省令第12条第1項	・請求書 ・領収書
	指定障害児相談支援事業者は、次に掲げる費用の額の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を支払った障害児相談支援対象保護者に対し交付しているか。 ・障害児相談支援給付費（法定代理受領を行わない場合） ・交通費（障害児相談支援対象保護者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域において指定障害児相談支援を提供する場合）	領収証の控え等は事業所で保管しているか。	☐	☐	基準省令第12条第3項	・領収書
	指定障害児相談支援事業者は、障害児相談支援対象保護者の選定により通常の事業の実施地域外の地域の居宅を訪問して指定障害児相談支援を提供する際の交通費の支払を受けるに当たっては、あらかじめ、障害児相談支援対象保護者に対し、当該サービス内容及び費用について説明を行い、同意を得ているか。	重要事項説明書等に、当該サービスについての記載がされているか。	☐	☐	基準省令第12条第4項	・重要事項説明書

障害福祉サービス等自主点検表（障害児相談支援）（令和6年7月31日更新）

※当該自主点検表の内容は、あくまで作成時点のものとなるため、最新の制度改革等について、一部未対応の項目がある場合があります。

項目	チェックポイント	留意事項	適	不適	主な根拠法令等	主に確認する文書
Ⅲ－9 利用者負担額に係る管理	指定障害児相談支援事業者は、指定障害児相談支援を利用している障害児相談支援対象保護者に係る障害児が当該指定障害児相談支援と同一の月に受けた指定通所支援につき利用者負担額合計額を算定しているか。この場合において、当該指定障害児相談支援事業者は、利用者負担額合計額を市町村に報告するとともに、当該障害児相談支援対象保護者及び当該障害児相談支援対象保護者に係る障害児に対し指定通所支援を提供した指定障害児通所支援事業者に通知しているか。	○「利用者負担額合計額」＝当該通所給付決定保護者の家計の負担能力その他の事情をしん酌して政令で定める額（当該政令で定める額が前号に掲げる額の100の10に相当する額を超えるときは、当該相当する額）」 ○政令＝児童福祉法施行令第24条	□	□	基準省令第13条	
Ⅲ－10＊ 障害児相談支援給付費の額に係る通知等	指定障害児相談支援事業者は、法定代理受領により指定障害児相談支援に係る障害児相談支援給付費の支給を受けた場合は、障害児相談支援対象保護者に対し、当該障害児相談支援対象保護者に係る障害児相談支援給付費の額を通知しているか。		□	□	基準省令第14条第1項	・通知の写し
	指定障害児相談支援事業者は、法定代理受領を行わない指定障害児相談支援に係る費用の額の支払いを受けた場合は、その提供した指定障害児相談支援の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を障害児相談支援対象保護者に交付しているか。		□	□	基準省令第14条第2項	・サービス提供証明書の写し
Ⅲ－11＊ 指定障害児相談支援の具体的取扱方針	【指定障害児相談支援の方針】 指定障害児相談支援事業所の管理者は、相談支援専門員に、障害児支援利用計画の作成に関する業務を担当させているか。		□	□	基準省令第15条第1項第1号	・障害児支援利用計画 ・相談支援専門員が障害児支援利用計画を作成していることが分かる書類
	【指定障害児相談支援の方針】 <u>指定障害児相談支援の提供に当たっては、障害児が自立した日常生活及び社会生活を営むことができるよう、障害児の意思決定の支援に配慮しているか。＜令和6年度改正事項＞</u>		□	□	基準省令第15条第1項第2号	
	【指定障害児相談支援の方針】 指定障害児相談支援の提供に当たっては、障害児等の立場に立って懇切丁寧に行うことを旨とし、障害児又はその家族に対し、サービスの提供方法等について理解しやすいように説明を行うとともに、必要に応じ、同じ障害を有する障害児の家族による支援等適切な手法を通じて行っているか。		□	□	基準省令第15条第1項第3号	・障害児又はその家族に説明を行った記録（面接記録等）
	【指定障害児相談支援における指定障害児支援利用援助の方針】 相談支援専門員は、障害児支援利用計画の作成に当たっては、 <u>障害児の年齢及び発達</u> の程度に応じて、 <u>その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮され、心身ともに健やかに育成されるよう＜令和6年度改正事項＞</u> 障害児等の希望等を踏まえて作成するよう努めているか。		□	□	基準省令第15条第2項第1号	・障害児支援利用計画 ・アセスメントを実施したことが分かる書類
	●【 <u>解釈通知第2-2(1)3</u> 】相談支援専門員については、 <u>都道府県が実施する児童発達支援管理責任者を対象にした専門コース別研修の意思決定支援コース及び障害児支援コースを受講することが望ましい。＜令和6年度改正事項＞</u>					
	【指定障害児相談支援における指定障害児支援利用援助の方針】 相談支援専門員は、障害児支援利用計画の作成に当たっては、障害児の自立した日常生活の支援を効果的に行うため、障害児の心身又は家族の状況等に応じ、継続的かつ計画的に適切な福祉サービス等の利用が行われるようにしているか。		□	□	基準省令第15条第2項第2号	・障害児支援利用計画 ・アセスメント及びモニタリングを実施したことが分かる書類

障害福祉サービス等自主点検表（障害児相談支援）（令和6年7月31日更新）

※当該自主点検表の内容は、あくまで作成時点のものとなるため、最新の制度改革等について、一部未対応の項目がある場合があります。

項目	チェックポイント	留意事項	適	不適	主な根拠法令等	主に確認する文書
	【指定障害児相談支援における指定障害児支援利用援助の方針】 相談支援専門員は、障害児支援利用計画の作成に当たっては、障害児の日常生活全般を支援する観点及びインクルージョンの観点＜令和6年度改正事項＞から、指定通所支援に加えて、指定通所支援以外の福祉サービス等、当該地域の住民による自発的な活動によるサービス等の利用も含めて、障害児支援利用計画上に位置付けるよう努めているか。		□	□	基準省令第15条第2項第3号	・障害児支援利用計画 ・アセスメント及びモニタリングを実施したことが分かる書類（地域住民の自発的な活動によるサービス等を利用していることが分かる書類等）
	【指定障害児相談支援における指定障害児支援利用援助の方針】 相談支援専門員は、障害児支援利用計画の作成の開始に当たっては、障害児等のサービスの選択に資するよう、当該地域における指定障害児通所支援事業者に関するサービスの内容、利用料等の情報を適正に障害児又はその家族に対して提供しているか。 ●【解釈通知第2-2(11)6】特定の福祉サービス等の事業を行う者に不正に偏した情報を提供するようなことや、障害児等の選択を求めることなく同一の事業主体の福祉サービスのみによる障害児支援利用計画案を最初から提示することがあってはならない。		□	□	基準省令第15条第2項第4号	・障害児又はその家族に情報提供した記録 ・障害児支援利用計画 ・アセスメントを実施した記録
	【指定障害児相談支援における指定障害児支援利用援助の方針】 相談支援専門員は、障害児支援利用計画の作成に当たっては、適切な方法により、障害児について、アセスメントを行っているか。	○「アセスメント」＝「障害児の心身の状況、その置かれている環境及び日常生活全般の状況等の評価を通じて障害児の希望する生活や障害児が自立した日常生活を営むことができるよう支援する上で解決すべき課題等の把握」 サービス担当者会議の記録や、アセスメントシート等が保管されているか。	□	□	基準省令第15条第2項第5号	・アセスメントを実施した記録 ・面接記録
	【指定障害児相談支援における指定障害児支援利用援助の方針】 相談支援専門員は、アセスメントに当たっては、障害児の居宅を訪問し、障害児及びその家族に面接しているか。この場合において、相談支援専門員は、面接の趣旨を障害児及びその家族に対して十分に説明し、理解を得ているか。 ●【解釈通知第2-2(11)9】アセスメントの実施に当たっては、障害児が居所において日頃生活している様子や生活環境等を実地で確認することが必要である。＜令和6年度改正事項＞そのため、必ず障害児の居宅を訪問し、障害児及びその家族に面接して行わなければならない。		□	□	基準省令第15条第2項第6号	・アセスメントを実施した記録 ・面接記録
	【指定障害児相談支援における指定サービス利用支援の方針】 相談支援専門員は、障害児についてのアセスメントに基づき、当該地域における指定通所支援が提供される体制を勘案して、当該アセスメントにより把握された解決すべき課題等に対応するための最も適切な福祉サービス等の組み合わせについて検討し、次に掲げる事項を記載した障害児支援利用計画案を作成しているか。 ・障害児及びその家族の生活に対する意向 ・総合的な援助の方針 ・生活全般の解決すべき課題 ・提供される福祉サービス等の目標及びその達成時期 ・福祉サービス等の種類、内容、量 ・福祉サービス等を提供する上での留意事項 ・市町村に対するモニタリング期間に係る提案等	○「提供される福祉サービス等の目標」＝「提供される福祉サービス等の長期的な目標及びそれらを達成するための短期的な目標」	□	□	基準省令第15条第2項第7号	・障害児支援利用計画案 ・アセスメントを実施した記録

障害福祉サービス等自主点検表（障害児相談支援）（令和6年7月31日更新）

※当該自主点検表の内容は、あくまで作成時点のものとなるため、最新の制度改革等について、一部未対応の項目がある場合があります。

項目	チェックポイント	留意事項	適	不適	主な根拠法令等	主に確認する文書
	【指定障害児相談支援における指定障害児支援利用援助の方針】 相談支援専門員は、障害児支援利用計画案に位置付けた福祉サービス等について、障害児通所給付費等の対象となるかどうかを区分したうえで、当該障害児支援計画案の内容について、障害児及びその家族に対して説明し、文書により障害児等の同意を得ているか。 ●【<u>解釈通知第2-2(11)11</u>】相談支援員が障害児支援利用計画案の原案の作成までの業務を担う場合には、担当する相談支援専門員又は主任相談支援専門員の指導の下、当該相談支援員が利用者への説明に同席することが望ましい。＜令和6年度改正事項＞		□	□	基準省令第15条第2項第8号	・障害児支援利用計画
	【指定障害児相談支援における指定障害児支援利用援助の方針】 相談支援専門員は、障害児支援利用計画案を作成した際には、当該障害児支援利用計画案を障害児等に交付しているか。		□	□	基準省令第15条第2項第9号	・保護者に交付した記録 ・障害児支援利用計画
	【指定障害児相談支援における指定障害児支援利用援助の方針】 相談支援専門員は、通所給付決定を踏まえて障害児支援利用計画案の変更を行い、指定障害児通所支援事業者その他の者との連絡調整等を行うとともに、<u>障害児の意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮される体制を確保した上で＜令和6年度改正事項＞</u>、サービス担当者会議の開催等により、当該障害児支援利用計画案の内容について説明を行うとともに、担当者から、専門的な見地からの意見を求めているか。 ●【<u>解釈通知第2-2(11)13</u>】サービス担当者会議については、障害児本人や保護者が参加することが望ましい。 また、相談支援員が障害児支援利用計画案の原案の作成までの業務を担う場合には、担当する相談支援専門員又は主任相談支援専門員の指導の下、当該相談支援員がサービス担当者会議に出席することが望ましい。＜令和6年度改正事項＞	サービス担当者会議の記録を作成しているか。	□	□	基準省令第15条第2項第10号	・サービス担当者会議記録 ・障害児支援利用計画 ・アセスメント及びモニタリングに関する記録
	【指定障害児相談支援における指定障害児支援利用援助の方針】 相談支援専門員は、サービス担当者会議を踏まえた障害児支援利用計画案の内容について、障害児及びその家族に対して説明し、文書により障害児等の同意を得ているか。		□	□	基準省令第15条第2項第11号	・サービス担当者会議記録 ・障害児支援利用計画
	【指定障害児相談支援における指定障害児支援利用援助の方針】 相談支援専門員は、障害児支援利用計画を作成した際には、当該障害児支援利用計画を障害児等及び担当者に交付しているか。		□	□	基準省令第15条第2項第12号	・利用者に交付した記録 ・障害児支援利用計画

障害福祉サービス等自主点検表（障害児相談支援）（令和6年7月31日更新）

※当該自主点検表の内容は、あくまで作成時点のものとなるため、最新の制度改革等について、一部未対応の項目がある場合があります。

項目	チェックポイント	留意事項	適	不適	主な根拠法令等	主に確認する文書
	【指定障害児相談支援における指定継続障害児支援利用援助の方針】 相談支援専門員は、障害児支援利用計画の作成後、モニタリングを行い、必要に応じて障害児支援利用計画の変更、福祉サービス等の事業を行う者等との連絡調整その他の便宜の提供を行うとともに、新たな通所給付決定が必要と認められる場合は、障害児等に対し、通所給付決定に係る申請の勧奨を行っているか。	○「モニタリング」＝「障害児支援利用計画の実施状況の把握（障害児についての継続的な評価を含む。）」 モニタリングシート、評価シート等は保管されているか。	☐	☐	基準省令第15条第3項第1号	・障害児支援利用計画 ・アセスメント及びモニタリングに関する記録 ・事業者等と連絡調整した記録 ・地域相談支援給付決定に係る申請の勧奨をした記録
	【指定障害児相談支援における指定継続障害児支援利用援助の方針】 相談支援専門員は、モニタリングに当たっては、障害児及びその家族、福祉サービス等の事業を行う者等との連絡を継続的にを行い、市町村が通所給付決定の際に障害児等に対して通知するモニタリング期間ごとに障害児の居宅を訪問し、障害児等に面接するほか、その結果を記録しているか。		☐	☐	基準省令第15条第3項第2号	・アセスメント及びモニタリングに関する記録 ・面接記録 ・経過記録
	【指定障害児相談支援における指定継続障害児支援利用援助の方針】 指定継続障害児支援利用援助に係る障害児支援利用計画の変更に際しては、指定障害児利用支援援助に係る障害児支援利用計画の作成及び変更と同様の基準を満たしているか。		☐	☐	基準省令第15条第3項第3号	・同準用項目と同一文書
	【指定障害児相談支援における指定継続障害児支援利用援助の方針】 相談支援専門員は、適切な福祉サービス等が総合的かつ効率的に提供された場合においても、次に掲げる場合に該当するときは、指定障害児入所施設等への紹介その他の便宜の提供を行っているか。 ・障害児がその居宅において日常生活を営むことが困難になったと認める場合 ・障害児が指定障害児入所施設等への入所又は入院を希望する場合		☐	☐	基準省令第15条第3項第4号	・施設等への入所又は入院を希望した場合に紹介した書類及びその際のサービス提供記録
	【指定障害児相談支援における指定継続障害児支援利用援助の方針】 相談支援専門員は、指定障害児入所施設等から退所又は退院しようとする障害児又はその家族から依頼があった場合には、居宅における生活へ円滑に移行することができるよう、あらかじめ、必要な情報の提供及び助言を行う等の援助を行っているか。		☐	☐	基準省令第15条第3項第5号	・施設等から退所又は退院を希望した場合に情報提供した書類及びその際のサービス提供記録
	【指定障害児相談支援における指定継続障害児支援利用援助の方針】 相談支援専門員は、障害児の心身の状況、その置かれている環境、障害児等の選択及びインクルージョンの観点等を踏まえつつ、福祉サービス等が多様な事業者から総合的かつ効率的に提供されるよう必要な情報の提供及び助言を行う等の援助を行っているか。＜令和6年度改正事項＞		☐	☐	基準省令第15条第3項第6号	

障害福祉サービス等自主点検表（障害児相談支援）（令和6年7月31日更新）

※当該自主点検表の内容は、あくまで作成時点のものとなるため、最新の制度改革等について、一部未対応の項目がある場合があります。

項目	チェックポイント	留意事項	適	不適	主な根拠法令等	主に確認する文書
Ⅲ-12* テレビ電話装置等の活用	相談支援専門員は、障害児に対するアセスメント又はモニタリングに係る面接をテレビ電話装置等を活用して行う場合は、次に掲げる要件をすべて満たしているか。＜令和6年度改正事項＞ ・アセスメント又はモニタリングに係る障害児が児童福祉法に基づく指定障害児相談支援に要する費用の額の算定に関する基準に基づきこども家庭庁が定める地域に定める地域に居住し、かつ、指定障害児相談支援事業所と当該障害児の居宅等との間に一定の距離があること。 ・当該面接を行う日の属する月の前月又は前々月に、当該障害児の居宅等を訪問してアセスメント又はモニタリングに係る面接を行ったこと。		☐	☐	基準省令第15条の2	
Ⅲ-13 障害児等に対する障害児支援利用計画等の書類の交付	指定障害児相談支援事業者は、障害児等が、他の指定障害児相談支援事業者の利用を希望する場合その他障害児等からの申出があった場合には、当該障害児等に対し、直近の障害児支援利用計画及びその実施状況に関する書類を交付しているか。		☐	☐	基準省令第16条	
Ⅲ-14 障害児相談支援対象保護者に関する市町村への通知	指定障害児相談支援事業者は、指定障害児相談支援を受けている障害児相談支援対象保護者が、偽りその他不正な行為によって障害児相談支援給付の支給を受け、又は受けようとしたときは、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知しているか。		☐	☐	基準省令第17条	
Ⅲ-15 管理者の責務	指定障害児相談支援事業所の管理者は、当該指定障害児相談支援事業所の相談支援専門員その他の従業者の管理、指定障害児相談支援の利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行っているか。		☐	☐	基準省令第18条第1項	
	指定障害児相談支援事業所の管理者は、当該指定障害児相談支援事業所の相談支援専門員その他の従業者に指定障害児相談支援の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行っているか。		☐	☐	基準省令第18条第2項	

障害福祉サービス等自主点検表（障害児相談支援）（令和6年7月31日更新）

※当該自主点検表の内容は、あくまで作成時点のものとなるため、最新の制度改革等について、一部未対応の項目がある場合があります。

項目	チェックポイント	留意事項	適	不適	主な根拠法令等	主に確認する文書
Ⅲ－16＊ 運営規程	指定障害児相談支援事業者は、指定障害児相談支援事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する運営規程（運営規程）を定めているか。 ・事業の目的及び運営の方針 ・従業者の職種、員数及び職務の内容 ・営業日及び営業時間 ・指定障害児相談支援の提供方法及び内容並びに障害児相談支援対象保護者から受領する費用及びその額 ・通常の事業の実施地域 ・対象とする障害の種類（事業の主たる対象とする障害の種類を定めている場合） ・虐待防止のための措置に関する事項 ・その他運営に関する重要事項 ●【解釈通知第2-2(15)1】従業者の員数は、基準において置くべきとされている員数を満たす範囲において「〇人以上」と記載して差し支えない。（重要事項説明書に記載する場合も同様。） ●【解釈通知第2-2(15)2】指定障害児相談支援の提供方法及び内容は、サービス内容及び障害児相談支援対象保護者から相談を受ける場所、課題分析の手順等を記載するものとする。 ●【解釈通知第2-2(15)3】通常の事業の実施地域は、客観的にその区域が特定されるものにする。なお、当該地域は利用申込の調整等の観点からの目安であり、当該地域を越えてサービスを実施することを妨げるものではない。 ●【解釈通知第2-2(15)5】虐待防止のための措置については、具体的には次に掲げる内容等を指すものであること。 ・虐待の防止に関する担当者の選定 ・成年後見制度の利用支援 ・苦情解決体制の整備 ・従業者に対する虐待の防止を啓発・普及するための研修の実施（研修方法や研修計画など） ・基準省令第28条の2第1項の規定による虐待の防止のための対策を検討する委員会の設置等に関すること	通常の事業の実施地域外の交通費は、実施地域を越えた地点からとなっているか。また、当該料金の算出については1kmごとが望ましい。 通常の事業の実施地域として「奈良市」と記載しているが、東部地域（田原、柳生、大柳生、東里、狭川、月ヶ瀬、都祁）の申込を断っていることはないか。	□	□	基準省令第19条	・運営規程
Ⅲ－17＊ 勤務体制の確保等	指定障害児相談支援事業者は、障害児等に対し、適切な指定障害児相談支援を提供できるよう、指定障害児相談支援事業所ごとに、相談支援専門員その他の従業者の勤務の体制を定めているか。 ●【解釈通知第2-2(16)1】指定障害児相談支援事業所ごとに、原則として月ごとの勤務表を作成し、従業者については次に掲げる事項を明確にすること。 ・日々の勤務時間 ・職務の内容 ・常勤・非常勤の別 ・管理者との兼務関係 指定障害児相談支援事業者は、指定障害児相談支援事業所ごとに、当該指定障害児相談支援事業所の相談支援専門員に指定障害児相談支援の業務を担当させているか。ただし、相談支援専門員の補助業務については、この限りではない。 指定障害児相談支援事業者は、相談支援専門員の資質の向上のために、その研修の機会を確保しているか。	記載項目が漏れていないか。 研修の受講記録は残しているか。 受講していない他の従業者にも、研修内容を回覧等で周知することが望ましい。	□	□	基準省令第20条第1項	・従業者の勤務表
			□	□	基準省令第20条第2項	・勤務形態一覧表または雇用形態が分かる書類
			□	□	基準省令第20条第3項	・研修計画、研修実施記録

障害福祉サービス等自主点検表（障害児相談支援）（令和6年7月31日更新）

※当該自主点検表の内容は、あくまで作成時点のものとなるため、最新の制度改革等について、一部未対応の項目がある場合があります。

項目	チェックポイント	留意事項	適	不適	主な根拠法令等	主に確認する文書
	指定障害児相談支援事業者は、適切な指定障害児相談支援の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって、業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより、従業員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じているか。 ●【解釈通知第2-2(16)4】事業主が講ずべき具体的な内容としては、以下のとおり。 ・事業主の方針等の明確化及びその周知・啓発（職場におけるハラスメントの内容及び職場におけるハラスメントを行ってはならない旨の方針を明確化し、従業員に周知・啓発すること。） ・相談、苦情に応じ適切に対応するために必要な体制の整備（相談に対応する担当者をあらかじめ定めること等により、相談への対応のための窓口をあらかじめ定め、従業員に周知すること。）		□	□	基準省令第20条第4項	・就業環境が害されることを防止するための方針が分かる書類
Ⅲ-18＊ 業務継続計画の策定等	指定障害児相談支援事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定障害児相談支援の提供を継続的に実施するため、及び、非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じているか。 ●【解釈通知第2-2(17)2】業務継続計画には、以下の内容を記載すること。 ・感染症に係る業務継続計画 1平時からの備え（体制構築・整備、感染症防止に向けた取組の実施、備蓄品の確保等） 2初動対応 3感染拡大防止体制の確立（保健所との連携、濃厚接触者への対応、関係者との情報共有等） ・災害に係る業務継続計画 1平常時の対応（建物・設備の安全対策、電気・水道等のライフラインが停止した場合の対策、必要品の備蓄等） 2緊急時の対応（業務継続計画発動基準、対応体制等） 3他施設及び地域との連携	【減算適用】 ・業務継続計画を策定し、必要な措置を講じていない場合は、業務継続計画未策定減算有り。（令和7年3月31日までは適用しない。）	□	□	基準省令第20条の2第1項	・業務継続計画
	指定障害児相談支援事業者は、従業員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的の実施しているか。 ●【解釈通知第2-2(17)3】業務継続計画に係る従業員に対する研修については、定期的な研修は年に1回以上実施し、新規採用時にも研修を行うことが望ましい。また、研修の内容についても記録しておくことが必要である。 ●【解釈通知第2-2(17)4】業務継続計画に係る訓練においては、感染症や災害が発生した場合において迅速に行動できるよう、業務継続計画に基づき、事業所内の役割分担の確認、感染症や災害が発生した場合に実践する支援の演習等を年1回以上定期的に実施するものとする。		□	□	基準省令第20条の2第2項	・研修及び訓練を実施したことが分かる書類
	指定障害児相談支援事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行っているか。		□	□	基準省令第20条の2第3項	・業務継続計画の見直しを検討したことが分かる書類

障害福祉サービス等自主点検表（障害児相談支援）（令和6年7月31日更新）

※当該自主点検表の内容は、あくまで作成時点のものとなるため、最新の制度改革等について、一部未対応の項目がある場合があります。

項目	チェックポイント	留意事項	適	不適	主な根拠法令等	主に確認する文書
Ⅲ－19 設備及び備品等	指定障害児相談支援事業者は、事業の運営を行うために必要な広さの区画を有するとともに、指定障害児相談支援の提供に必要な設備及び備品等を備えているか。 ●【解釈通知第2-2(18)1】事業の運営を行うために必要な面積を有する専用の事務室を設けることが望ましいが、間仕切りする等他の事業の用に供するものと明確に区分される場合は、他の事業と同一の事務室であっても差し支えない。なお、区分がされていなくても業務に支障がないときは、指定障害児相談支援の事業を行うための区画が明確に特定されていれば足りるものとする。 ●【解釈通知第2-2(18)2】利用申込の受付、相談、計画作成会議等に対応するのに適切なスペースを確保するものとする。また、相談のためのスペース等は障害児等が直接出入りできるとともに、相談内容が周囲に聞こえにくいようにするなど＜令和6年度改正事項＞、障害児が利用しやすく相談しやすい構造とする。	指定の際に届出た図面から、設備及び区画等を変更する場合は、市に変更届を提出しているか。	☐	☐	基準省令第21条	
Ⅲ－20＊ 衛生管理等	指定障害児相談支援事業者は、従業者の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行っているか。		☐	☐	基準省令第22条第1項	・衛生管理に関する書類
	指定障害児相談支援事業者は、指定障害児相談支援事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めているか。	新型コロナウイルス感染症に係る通知等を把握しておくこと。	☐	☐	基準省令第22条第2項	
	指定障害児相談支援事業者は、当該指定障害児相談支援事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じているか。 ・当該指定障害児相談支援事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。 ・当該指定障害児相談支援事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。 ・当該指定障害児相談支援事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施すること。 ●【解釈通知第2-2(19)2ア】感染対策委員会の構成メンバーは、感染対策の知識を有する者を含む幅広い職種により構成することが望ましい。特に、感染症対策の知識を有する者については外部の者も含め積極的に参画を得ることが望ましい。また、専任の感染対策を担当する者を決めておくことが必要である。なお、感染対策委員会は、他の会議体を設置している場合、これと一体的に設置・運営することとして差し支えない。また、事業所に実施が求められるものであるが、他のサービス事業者との連携等により行うことも差し支えない。 ●【解釈通知第2-2(19)2ア】感染対策委員会は、おおむね6月に1回以上、定期的に開催する必要がある。 ●【解釈通知第2-2(19)2イ】感染症の予防及びまん延防止のための指針には、次のことを規定すること。なお、それぞれの項目の記載内容の例については、「障害福祉サービス施設・事業所職員のための感染対策マニュアル（厚生労働省）」も踏まえて検討すること。 ・平常時の対策（事業所内の衛生管理、支援にかかる感染対策等） ・発生時の対応（発生状況の把握、感染拡大の防止、関係機関との連携等） ●【解釈通知第2-2(19)2ウ】感染症の予防及びまん延防止のため従業者に対する研修については、定期的な研修は年に1回以上実施し、新規採用時にも研修を行うことが望ましい。また、研修の内容についても記録しておくことが必要である。 ●【解釈通知第2-2(19)2ウ】感染症の予防及びまん延防止のための訓練については、感染症発生時において迅速に行動できるよう、発生時の対応を定めた指針及び研修内容に基づき、事業所内の役割分担の確認や、感染対策をした上での支援の演習などを実施するものとし、年に1回以上定期的に実施するものとする。		☐	☐	基準省令第22条第3項	・委員会議事録 ・感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止するための指針 ・研修及び訓練を実施したことが分かる書類

障害福祉サービス等自主点検表（障害児相談支援）（令和6年7月31日更新）

※当該自主点検表の内容は、あくまで作成時点のものとなるため、最新の制度改革等について、一部未対応の項目がある場合があります。

項目	チェックポイント	留意事項	適	不適	主な根拠法令等	主に確認する文書
Ⅲ－21＊ 掲示等	指定障害児相談支援事業者は、指定障害児相談支援事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、障害児相談支援の実施状況、相談支援専門員の有する資格や経験年数、相談支援専門員の勤務の体制、その他利用申込者のサービスの選択に資する重要事項を掲示しているか。	掲示している場所は、利用申込者が容易に確認できる場所であるか。 「障害児相談支援の実施状況」や「相談支援専門員の有する資格や経験年数」について記載が漏れていないか。	☐	☐	基準省令第23条第1項、第2項	・事業所の掲示物又は備え付け閲覧物
	●【基準省令第23条第2項】指定障害児相談支援事業者は、重要事項（運営規程の概要、障害児相談支援の実施状況、相談支援専門員の有する資格や経験年数、相談支援専門員の勤務の体制、その他利用申込者のサービスの選択に資する重要事項）を記載した書面を当該指定障害児相談支援事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、指定障害児相談支援事業所の見やすい場所への掲示に代えることができる。		☐	☐		
	指定障害児相談支援事業者は、重要事項（運営規程の概要、障害児相談支援の実施状況、相談支援専門員の有する資格や経験年数、相談支援専門員の勤務の体制、その他利用申込者のサービスの選択に資する重要事項）の公表に努めているか。		☐	☐	基準省令第23条第3項	・公表していることが分かる書類
Ⅲ－22＊ 秘密保持等	指定障害児相談支援事業所の従業者及び管理者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た障害児又はその家族の秘密を漏らしていないか。		☐	☐	基準省令第24条第1項	・従業者及び管理者の秘密保持誓約書
	指定障害児相談支援事業者は、従業者及び管理者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た障害児又はその家族の秘密を漏らすことがないよう必要な措置を講じているか。	退職後も守秘義務が存続する旨、就業規則、雇用契約書又は労働条件通知書等への記載や誓約書を徴するなどの措置を講じているか。	☐	☐	基準省令第24条第2項	・従業者及び管理者の秘密保持誓約書 ・その他必要な措置を講じたことが分かる文書（就業規則等）
	指定障害児相談支援事業者は、サービス担当者会議等において、障害児又はその家族の個人情報を用いる際は、あらかじめ文書により当該障害児又はその家族の同意を得ているか。	利用者又は家族のどちらかにしか同意を得ていないケースや、家族ではなく利用者の代理人として同意を得ているケースは無いかな。	☐	☐	基準省令第24条第3項	・個人情報提供同意書
Ⅲ－23＊ 広告	指定障害児相談支援事業者は、当該指定障害児相談支援事業者について広告をする場合に、その内容を虚偽又は誇大なものとしていないか。		☐	☐	基準省令第25条	・事業者のHP画面・パンフレット
	指定障害児相談支援事業者は、指定障害児相談支援の提供を開始しようとするとき、その他内閣府令で定めるときは、内閣府令で定めるところにより、情報公表対象支援情報に係る報告を奈良市に行っているか。	【減算適用】 奈良市障がい福祉課が情報公表事務に関する実施要領において定める期限までに、必要な情報の報告を行わなかった場合は、情報公表未報告減算あり。	☐	☐	児童福祉法第33条の18	
Ⅲ－24 障害福祉サービス事業者等からの利益收受等の禁止	指定障害児相談支援事業者及び指定障害児相談支援事業所の管理者は、障害児支援利用計画の作成又は変更に関し、当該指定障害児相談支援事業所の相談支援専門員に対して、特定の福祉サービス等の事業を行う者等によるサービスを位置付けるべき旨の指示等を行っていないか。		☐	☐	基準省令第26条第1項	
	指定障害児相談支援事業所の相談支援専門員は、障害児支援利用計画の作成又は変更に関し、障害児等に対して特定の福祉サービス等の事業を行う者等によるサービスを利用すべき旨の指示等を行っていないか。		☐	☐	基準省令第26条第2項	
	指定障害児相談支援事業者及びその従業者は、障害児支援利用計画の作成又は変更に関し、障害児に対して特定の福祉サービス等の事業を行うもの等によるサービスを利用させることの対償として、当該福祉サービス等の事業を行う者等から金品その他の財産上の利益を收受していないか。		☐	☐	基準省令第26条第3項	

障害福祉サービス等自主点検表（障害児相談支援）（令和6年7月31日更新）

※当該自主点検表の内容は、あくまで作成時点のものとなるため、最新の制度改革等について、一部未対応の項目がある場合があります。

項目	チェックポイント	留意事項	適	不適	主な根拠法令等	主に確認する文書
Ⅲ－25＊ 苦情解決	指定障害児相談支援事業者は、その提供した指定障害児相談支援又は障害児支援利用計画に位置付けた福祉サービス等に関する障害児又はその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じているか。	苦情解決の体制を整備するに当たっては、「社会福祉事業の経営者による福祉サービスに関する苦情解決の仕組みの指針（厚生労働省通知）」を参考とすること。	☐	☐	基準省令第27条第1項	・苦情受付簿 ・重要事項説明書 ・契約書 ・事業所の掲示物
	指定障害児相談支援事業者は、その提供した指定障害児相談支援又は障害児支援利用計画に位置付けた福祉サービス等に関する障害児又はその家族からの苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しているか。	苦情がない場合であっても、受付用紙は作成しておくことが望ましい。	☐	☐	基準省令第27条第2項	・苦情者への対応記録 ・苦情対応マニュアル
	指定障害児相談支援事業者は、その提供した指定障害児相談支援に関し、必要があると認めるときに、市町村長が行う報告若しくは文書その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問若しくは指定障害児相談支援事業所の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び障害児又はその家族からの苦情に関して市町村長が行う調査に協力するとともに、市町村長から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っているか。		☐	☐	基準省令第27条第3項	・市町村からの指導または助言を受けた場合の改善したことが分かる書類
	指定障害児相談支援事業者は、その提供した指定障害児相談支援に関し、障害児通所給付費等の支給に関して必要があると認めるときに、市町村が行う報告若しくは文書その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問に応じ若しくは指定障害児相談支援事業所の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び障害児又はその家族からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っているか。		☐	☐	基準省令第27条第4項	・市町村からの指導または助言を受けた場合の改善したことが分かる書類
	指定障害児相談支援事業者は、その提供した指定障害児相談支援に関し、障害児通所給付費等の支給に関して必要があると認めるときに、都道府県知事が行う報告若しくは指定障害児相談支援の提供の記録、帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問若しくは指定特定相談支援事業所の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び障害児又はその家族からの苦情に関して都道府県知事が行う調査に協力するとともに、都道府県知事から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っているか。		☐	☐	基準省令第27条第5項	・都道府県知事からの指導または助言を受けた場合の改善したことが分かる書類
	指定障害児相談支援事業者は、都道府県知事、市町村又は市町村長から求めがあった場合には、指導又は助言に基づく改善の内容を都道府県知事又は市町村長に報告しているか。		☐	☐	基準省令第27条第6項	・都道府県等への報告書
	指定障害児相談支援事業者は、社会福祉法第83条に規定する運営適正化委員会が社会福祉法第85条の規定により行う調査又はあっせんにかける限り協力しているか。		☐	☐	基準省令第27条第7項	・運営適正化委員会の調査又はあっせんに協力したことが分かる書類
	●【社会福祉法第85条】運営適正化委員会は、福祉サービスに関する苦情について解決の申出があったときは、その相談に応じ、申出人に必要な助言をし、当該苦情に係る事情を調査するものとする。また、申出人及び当該申出人に対し福祉サービスを提供した者の同意を得て、苦情の解決のあつせんを行うことができる。					

障害福祉サービス等自主点検表（障害児相談支援）（令和6年7月31日更新）
※当該自主点検表の内容は、あくまで作成時点のものとなるため、最新の制度改正等について、一部未対応の項目がある場合があります。

項目	チェックポイント	留意事項	適	不適	主な根拠法令等	主に確認する文書
Ⅲ－26＊ 事故発生時の対応	指定障害児相談支援事業者は、障害児等に対する指定障害児相談支援の提供により事故が発生した場合は、都道府県、市町村、当該障害児の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じているか。	奈良市への報告は、奈良市の「奈良市障害福祉サービス事業所等における事故発生時の報告取扱要領」に沿って行わなければならないが、報告が漏れていないか。 事故報告は障がい福祉課に提出すること。 事故には至らなかったが、事故が発生しそうになった場合（ヒヤリハット事例）について記録しているか。	☐	☐	基準省令第28条第1項	・事故対応マニュアル ・都道府県、市町村、家族等への報告記録
	●【解釈通知第2-2(24)】事故に対する対応としては、次に掲げる事項に留意するものとする。 1障害児等に対する指定障害児相談支援の提供により事故が発生した場合の対応方法については、あらかじめ事業者が定めておくことが望ましい。また、事業所にAEDを設置することや救命講習等を受講することが望ましい。なお、事業所の近隣にAEDが設置されており、緊急時に使用できるよう、地域においてその体制や連携を構築することでも差し支えない。 2事業者は、賠償すべき事態において速やかに賠償を行うため、損害賠償保険に加入しておくことが望ましい。 3事業者は、事故が起きた場合には、その原因を解明し、再発を防ぐための対策を講じること。なお、「福祉サービスにおける危機管理（リスクマネジメント）に関する取り組み指針（厚生労働省通知）」を参考にすること。		☐	☐		
	指定障害児相談支援事業者は、指定障害児相談支援の提供により発生した事故の状況及び事故に際して採った処置等について、記録しているか。	事故がない場合であっても、記録用紙は作成しておくことが望ましい。	☐	☐	基準省令第28条第2項	・事故の対応記録 ・ヒヤリハットの記録
	指定障害児相談支援事業者は、障害児等に対する指定障害児相談支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行っているか。		☐	☐	基準省令第28条第3項	・再発防止の検討記録 ・損害賠償を速やかに行ったことが分かる資料（賠償責任保険書類等）

障害福祉サービス等自主点検表（障害児相談支援）（令和6年7月31日更新）
※当該自主点検表の内容は、あくまで作成時点のものとなるため、最新の制度改革等について、一部未対応の項目がある場合があります。

項目	チェックポイント	留意事項	適	不適	主な根拠法令等	主に確認する文書
Ⅲ－27＊ 虐待の防止	指定障害児相談支援事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じているか。 ・当該指定障害児相談支援事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、従業員に周知徹底を図ること。 ・当該指定障害児相談支援事業所において、従業員に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施すること。 ・虐待の発生又はその再発を防止するための措置を適切に実施するための担当者を置くこと。 ●【解釈通知第2-2(25)1】虐待防止検討委員会の構成メンバーについては、専任の虐待防止を担当する者を決めておく必要がある。なお、虐待防止検討委員会は、事業所単位でなく、法人単位での委員会設置も可能であるため、事業所の規模に応じた対応を検討すること。 ●【解釈通知第2-2-(25)1】虐待防止委員会は、少なくとも1年に1回は開催することが必要である。なお、<u>虐待防止委員会における対応状況については、適切に記録の上、5年間保存すること。＜令和6年度改正事項＞</u> ●【解釈通知第2-2(25)2】次のような項目を定めた「虐待防止のための指針」を作成することが望ましい。 ・事業所における虐待の防止に関する基本的考え方 ・虐待防止委員会その他事業所内の組織に関する事項 ・虐待の防止のための職員研修に関する基本方針 ・事業所内で発生した虐待の報告方法等の方策に関する基本方針 ・虐待発生時の対応に関する基本方針 ・利用者等に対する当該指針の閲覧に関する基本方針 ・その他虐待防止の適正化の推進のために必要な基本方針 ●【解釈通知第2-2(25)3】虐待の防止のための従業員に対する研修については、定期的な研修は年1回以上実施し、新規採用時にも必ず研修を実施することが重要である。また、研修の内容についても記録しておくことが必要である。 ●【解釈通知第2-2(25)4】虐待の発生又はその再発を防止するための措置を適切に実施するための担当者については、相談支援専門員を配置すること。なお、<u>当該担当者及び管理者は、「地域生活支援事業実施要綱」の別記2-4の3(3)の研修に参加することが望ましい。＜令和6年度改正事項＞</u>	【減算適用】 <u>虐待の防止に係る措置を実施していない場合には、虐待防止措置未実施減算有り。</u> 虐待が発生した場合には、速やかに市町村の窓口に通報しているか。	□	□	基準省令第28条の2	・委員会議事録 ・研修を実施したことが分かる書類 ・担当者を配置していることが分かる書類
Ⅲ－28＊ 会計の区分	指定障害児相談支援事業者は、指定障害児相談支援事業所ごとに経理を区分するとともに、指定障害児相談支援の事業の会計をその他の事業の会計と区分しているか。		□	□	基準省令第29条	・収支予算書・決算書等の会計書類

障害福祉サービス等自主点検表（障害児相談支援）（令和6年7月31日更新）
※当該自主点検表の内容は、あくまで作成時点のものとなるため、最新の制度改革等について、一部未対応の項目がある場合があります。

項目	チェックポイント	留意事項	適	不適	主な根拠法令等	主に確認する文書
Ⅲ－29＊ 記録の整備	指定障害児相談支援事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しているか。		☐	☐	基準省令第30条第1項	・職員名簿 ・設備・備品台帳 ・帳簿等の会計書類
	指定障害児相談支援事業者は、障害児等に対する指定障害児相談支援の提供に関する諸記録を整備し、当該指定障害児相談支援を提供した日から5年間保存しているか。 【指定障害児相談支援の提供に関する諸記録】 ・福祉サービス等の事業を行う者等との連絡調整に係る記録 ・個々の障害児ごとの相談支援台帳（障害児支援利用計画案及び当該計画、アセスメントの記録、サービス担当者会議等の記録、モニタリングの結果の記録） ・基準省令第17条の規定による障害児相談支援対象保護者に関する市町村への通知に係る記録 ・提供した指定障害児相談支援又は障害児支援利用計画に位置付けた福祉サービス等に関する障害児又はその家族からの苦情の内容等の記録 ・指定障害児相談支援の提供により発生した事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録	運営規程や重要事項説明書等で、保存年限（5年間）の記載が誤っていないか。	☐	☐	基準省令第30条第2項	・福祉サービス等の事業を行う者等との連絡調整に係る記録 ・個々の障害児ごとの相談支援台帳（障害児支援利用計画案及び障害児支援利用計画、アセスメントの記録、サービス担当者会議等の記録、モニタリングの結果の通知） ・市町村への通知に係る記録 ・苦情の内容等の記録 ・事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録